

阿南工業高等専門学校教務委員会規則

(平成16年4月1日)

(規則第11号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校に阿南工業高等専門学校教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成及び履修に関する事項
- (2) 授業の計画および実施と成績評価の総括に関する事項
- (3) 入学及び卒業並びに学籍に関する事項
- (4) 入学者選抜に関する事項
- (5) ホームルームに関する事項
- (6) 実験実習業務に関する事項
- (7) 実験実習工場の管理及び運営に関する事項
- (8) 所掌事項に係る自己点検・評価に関する事項
- (9) その他教育に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務主事
 - (2) 学科長
 - (3) 専攻科長
 - (4) 副教務主事及び教務主事補
 - (5) 一般教養主任及び各コース主任
 - (6) 高度情報教育センター長
 - (7) 学生課長
 - (8) 技術長
- 2 前条第3号の審議を行う場合は、教科主任を委員に加えるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した副教務主事はその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(審議結果)

第6条 委員長は、委員会の審議結果を、速やかに校長に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に教育連携専門委員会を置く。

2 教育連携専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(部会)

第9条 専門委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、学生課教務係において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校教務委員会規程(昭和39年10月1日規程第5号)は、廃止する。

3 阿南工業高等専門学校実験実習委員会規程(平成4年3月6日規程第9号)は、廃止する。

4 阿南工業高等専門学校入学試験委員会規程(平成8年4月24日規程第7号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年5月12日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年6月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。